

(略) 様

神奈川県監査委員 石 田 稔
同 高 岡 香

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成20年 3 月 7 日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を次のとおり通知します。

第 1 請求に対する判断
請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から平成20年 3 月 5 日付けで提出された請求書の内容 (内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

神奈川県知事及び神奈川県職員措置請求書

請求要旨 平成19年度 4 月執行県議会議員選挙公費負担ポスター代支払い

対象者と機関 松沢知事・県選挙管理と監査委員会・07年施行県議会議員選挙候補者

(1) 選挙に使っていない燃料代迄不当に受領した問題候補者達は新聞に取り上げられた結果、今後を政治生命を考え、反省した一部候補者が一部訂正返還した。候補者は行政が公金支出に関しチェックが甘いのを熟知し、個人の利益を第一としている。バレなきゃもらい得と次元の低い、使命感のない候補者が如何に多いかを証明した。今回燃料費より大きいポスター代を取り上げたい。(2) 松沢知事から当方への返書によると公職選挙143条第15項の規定で無料とするとある。ポスター一枚数は選挙運動期間が市議会 7 日間に対し県議会は 9 日間で 2 日間長いので、市と県は舞台と掲示場所・数は同一なれど、期間が 2 日間

長い故、市議より2倍の数と経費を多額に出すシステムであると言う。2倍の枚数をつくれればネガ等固定費は下がり安くなるはずだ、これも理に合わぬ。支出の結果はナント13,290万円の膨大になっている。常識から考えて、たった2日間期間が長いからと言って最新の印刷技術と良質材料の台紙で出来たポスターが使えなくなるわけがない。使わないポスターを倍、作らせて無駄を強いておるのではないのか。本当に候補者達は2倍の枚数のポスターを作ったのか。貴職達はチェックをしたのか。候補者と印刷業者が作成しない幻のポスターを作成したように談合し、半分は不当利益を得ていると信じる。選挙期間中掲示板で張り替えをしているのを見たことがない。張り替えをしたら作業の労務賃支出が記録にあるはずだ。大体実際に使用しないポスターをつくらせ2倍の支出を平気で許すのが諸悪の根源である。こんなことは県民は認めない、ノーチェックは良いことか、地方分権をもつ県独自の判断力がないのか。隙だらけの行政が、候補者を喜ばせ犯罪に巻き込むのだ。(3) 選管事務局は選挙前に印刷業者に一般入札で見積りを取り、客観的資料のもとに上限の数字を決めるべきだ。今の金額は談合か、申し合わしたように殆どの候補が、判を押したように上限の請求金額になっている。(4) 今回県に171名の多数の候補者がおり地域により掲示場の数が異なり、比較に難がある。居住する大和市が適当で具体的な例にあげる。7名の候補がおり、その内2名は22万円前後、他の5名は上限の87万円前後で2名の実に4倍価格である。A別紙参照(略)。4倍もの相違のあるのは不可解で裏に問題、談合的なものがあると思うのが自然だ。

県の171名候補中基準を上げ底・大甘に見ても、約108名が上限の金額を獲得し、13,290万円の支出トータルになっている。掲示板数と同じにすると半額6,645万円+正当な見積りに下げると $20\% \times 6,645万円 = 1,329万円$ 約8千万円位カット出来る。B別紙参照(略)。

県は知らぬ振りなのか、馴れ合いで目をつぶっているのか。刑事訴訟法239条があることを肝に銘じてほしい。(5) 県は過大請求した多くの候補者から返還を求められたい。(6) こんな犯罪的行為を見落とせば来期も同じ事が間違いなくまかりとおる。(7) 県のホームページに県会議員各候補の選挙公費支出負担明細を直ちに掲載されたい。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

別紙A 平成19年4月8日執行県議会選挙大和市地区

別紙B 平成19年4月8日執行神奈川県議会議員選挙公費負担一覧
(ポスター)

第3 監査委員の除斥

本件請求において、牧島監査委員及び益田監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第4 請求の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年3月7日付けで受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成19年4月の神奈川県議会（以下「県議会」という。）議員選挙に立候補した者の選挙運動用ポスター作成費を支出していることについて、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な「公金の支出」に当たるのか否かについて監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人から、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述

請求人（略）は、平成20年3月19日に陳述を行った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 選挙区のポスター掲示場に貼るポスター印刷について、なぜ掲示場の数の2倍の印刷が許されているのか。また1枚当たりの単価の限度が高すぎる。

イ その他の主張については、本件と直接関係がないため割愛した。

3 監査対象箇所への調査

本件請求に関し、監査対象箇所として、企画部企画総務課、市町村課（受理当時。現在は総務部総務課、市町村課）及び選挙管理委員会（以下「県選管」という。）を選定し、職員調査を実施した。

第6 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された神奈川県職員措置請求書、別紙A及びBの証拠、監査対象箇所の調査結果に基づき、本件請求に係る事実を次のとおり認定した。

(1) 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担制度について

ア 制度の目的

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを主な目的として導入されたものである。

イ 条例制定

平成4年の公職選挙法（昭和25年法律第100号）改正により、同法第143条第15項に定める選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について、条例で定めるところにより無料とすることができるとされた。

そこで、「神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（平成5年条例第18号。以下「公費負担条例」という。）が制定され、平成7年の県議会議員選挙から適用された。

ウ 公費負担額算出方法

公職選挙法第143条第15項に基づき制定された公費負担条例の第6条及び第8条により次のとおり定められている。

なお、神奈川県（以下「県」という。）の公費負担限度額算出方法は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の場合に準じたものとなっている。

(ア) 公費負担対象単価の限度（いずれも1円未満の端数は1円とする。）

a 当該選挙区のポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

b 当該選挙区のポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(イ) 公費負担対象枚数の限度

枚数の限度は、当該選挙区のポスター掲示場数に2を乗じて得た数と規定されている。

県選管は、2倍の数まで認められている理由について、選挙期間中1回の貼り替え分を考慮しているためと説明している。

(ウ) 公費負担限度額

実際に作成した1枚当たりの単価と公費負担対象単価の限度額のうち少ない金額に、実際に作成した枚数と公費負担対象枚数の上限のうち少ない枚数を乗じた額が、公費負担額の上限となる。

(2) 請求手続について

ポスター作成に係る公費負担の請求手続は、公費負担条例第7条及び第8条並びに「神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程」（平成5年選挙管理委員会告示第89号。以下「公費負担条例施行規程」という。）に基づき、次のとおり行うこととなっている。

ア ポスター作成の公費負担を受けようとする候補者（以下「候補者」という。）は、ポスター作成業者（以下「作成業者」という。）との間に有償契約を締結し、ポスター作成契約届出書に当該契約に関する書面の写しを添えたもの及びポスター作成枚数確認申請書を、県選管に提出する。

イ 県選管は、ポスター作成枚数確認書（以下「確認書」という。）を候補者に交付する。

ウ 候補者は、確認書及び作成枚数、作成金額、当該選挙区におけるポスター掲示場数等を記載したポスター作成証明書を作成業者に提出する。

エ 作成業者は、請求書及び請求内訳書に、確認書及びポスター作成証明書を添えて県知事に提出する。

(3) 支出手続について

ア 県は、作成業者からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求額が契約枚数と公費負担対象限度枚数、契約単価と公費負担対象限度単価のいずれも低

い方を適用して計算されているかなどを確認した上で、作成業者に支出することとなっている。

イ 本件選挙については、候補者172名中1名は供託物を没収されたため、171名の候補者について公費負担の対象となった。

ウ 本件選挙における171名の候補者に係るポスター作成費について、県は、作成業者から提出された書類を順次確認し、神奈川県財務規則(昭和29年規則第5号)等関係規定に基づき支出手続を行い、平成19年5月18日から同年7月6日にかけて公費負担対象額を作成業者に支払っていた。

なお、県が支出したポスター作成費の総額は、1億3,290万4,616円となっている。

2 判断の理由

認定した事実から、本件請求を棄却するとした判断の理由は次のとおりである。

本件請求は、県が、平成19年4月の県議会議員選挙に立候補した者のポスター作成費を過大に支出したことが、違法又は不当であることから、知事に対し、過大請求をした候補者にポスター作成費の返還を求めることを求めているものと認められる。

そこで、ポスター作成費の請求が過大であるか否か、また過大な請求を何らチェックせずに支出したか否かについて判断を行うこととした。

(1) ポスター作成費の請求が過大であるか否かについて

ア 県議会議員選挙に係るポスター作成の公費負担制度及びその限度額については、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき制定された公費負担条例及び公費負担条例施行規程により定められている。

これは、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の場合に準じたものとなっている。

イ 候補者がどのようなポスターを作成するかは自由である。また、公費負担額の上限については条例で定められており、上限を超えた部分は、自費で負担することとなる。

ウ 県が支出した各候補者のポスター作成費については、いずれも上記法令に定められた公費負担額の上限を超えるものではなく、請求が過大であるとは言えない。

(2) 過大な請求を何らチェックせずに支出したか否かについて

ア 請求人は、公費負担額の上限またはそれに近い金額の請求について、県がその内訳を何らチェックせずに支出していることが違法又は不当である旨主張している。

イ しかし、公職選挙法第143条第15項及びこれに基づく条例の趣旨、解釈については、名古屋高等裁判所平成14年1月23日判決により次のように判示されている。

ウ 「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる候補者の自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、A県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」

エ すなわち、ポスター作成費については、どのようなものを作成するかによって金額も様々であり、候補者によって差があることは当然に想定されうることである。このことから、候補者によりポスター作成費に4倍の差があったとしても、書面上疑念を生じさせる請求でない以上、県が印刷内容の内訳について特段の調査を行わずにポスター作成費を支出したことが違法又は不当となるものではない。

オ また、本件請求に係る公金の支出手続については、関係法令を遵守し、請求書及び関係書類が必要な要件を具備していることを確認した上で、適正に執行されていた。

3 結論

以上のことから、県がポスター作成費を支出していることが違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められず、請求人が知事に対し、過大請求した候補者からポスター作成費を返還させるよう求めることは理由がない。